

改正

令和4年12月28日条例第21号

柳井市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設（以下「施設」という。）の管理を行わせるもの（以下「指定管理者」という。）の指定の手続等に関し他の条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 市長又は柳井市教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、施設の性格、規模、機能その他の事情を考慮して、公正な判断を行い、公募その他の方法により募集するものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第3条 法人その他の団体（以下「団体」という。）であつて、指定管理者の指定を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、規則で定める指定申請書に次に掲げる書類を添えて、市長等に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする施設の指定の期間内における管理の業務に関する各年度の事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款又は寄附行為の写し、登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則等）その他これらに類する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める書類

2 前項の規定は、既に指定を受けている公の施設において、その指定期間満了後の再指定を受けようとする場合について準用する。

(選定の基準)

第4条 市長等は、前条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、施設の管理を行うに最も適当と認める申請者を指定管理者となるべき団体（以下「指定候補者」という。）として選定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が利用者の平等な利用を確保できるものであること及びサービスの向上

が図られるものであること。

(2) 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、申請のあった施設の性質又は目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

(選定結果の通知)

第5条 市長等は、前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を申請者に通知しなければならない。

(再度の選定)

第6条 市長等は、前条の規定による通知をした後、指定候補者を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたときは、申請者（指定候補者を除く。）の中から再度第4条の規定により指定候補者を選定することができる。

(指定管理者の指定)

第7条 市長等は、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て、当該議決に係る指定候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長等は、前項の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出等)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後（前条の指定を受けた期間が1年間であった場合においては、指定期間満了後）60日以内に、その管理する施設（以下「指定管理施設」という。）に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第11条第1項の規定により指定を取り消し、又は年度末を含む期間の業務の停止をされたとき（以下「処分を受けた日」という。）は、その日から起算して30日以内に当該年度分として、処分を受けた日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならない。

(1) 指定管理施設の管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 指定管理施設の利用に係る料金の収入の実績

(3) 指定管理施設の管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理施設の管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 市長等は、指定管理施設の管理の適正を期するため、定期又は必要に応じ、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(個人情報の安全管理及び秘密保持義務)

第10条 指定管理者及び指定管理施設の業務に従事している者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報(同法第2条第1項に規定する個人情報をいう。)の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、指定管理施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者の職務を退いた後においても、同様とする。

(指定の取消し等)

第11条 市長等は、指定管理者が前3条の規定に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

3 第1項の規定により指定の取消しを行ったとき、その取消し後に新たに指定管理者を指定した場合における指定の期間は、他に特別の定めがあるものを除くほか、前任指定管理者の指定期間の残任期間とする。

(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった指定管理施設の施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第13条 指定管理者は、故意又は過失により指定管理施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が指定管理者の責め

に帰することができない特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月21日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに合併前の柳井市又は大畠町においてなされた公の施設の管理に関する業務を行わせるものを選定する手続は、第2条及び第3条の規定によりなされたものとみなす。

(経過措置)

3 施行日の前日までに、この条例の規定に相当する合併前の柳井市又は大畠町の規定により指定を受けた指定管理者は、第7条の規定により指定を受けた指定管理者とみなす。

附 則（令和4年12月28日条例第21号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。